

地域協働推進事業について

1. 位置づけ・事業活用の目的

持続可能な地域公共交通体系を構築するためには、地域の関係者が協働・連携しながら確保・維持に向け取り組みを推進することが必要であり、国において、地域公共交通確保維持改善事業のメニューとして、地域協働推進事業が創設された。

平成26年4月から運行を開始する川東コミュニティバスが持続となるよう、地域と協働でモビリティマネジメントによる利用促進策を進める必要がある。

「モビリティマネジメント」とは
個人や地域の移動（公共交通）が社会にも個人にも望ましい方向へ
自発的に変化することを促す取り組み

2. 地域協働推進事業の概要

事業に実施に関する事項を記載した「地域協働推進事業計画」を策定し、国から認定を受けることが必要となる。

なお、計画には、新発田市地域公共交通総合連携計画に則った協働事業の実施内容を具体化させる形での、3年以上の継続的かつ計画的な協働事業の実施内容や定量的目標などについて記載する必要がある。

3. 地域協働推進事業による補助制度

協働推進事業に該当する利用促進に係る取り組みに対する経費について、最大2年間、最大1/2の補助が受けられる。ただし、地域公共交通確保維持事業を利用していることが条件となっている。また、必ずしも補助申請をする必要はない。

なお、本事業を実施することにより、確保維持事業における地域内フィーダー系統補助の新規性要件について特例措置が講じられる。

4. 補助制度の活用について

地域協働推進事業

3年以上の計画のうち、連続する2年間が補助対象となることから、地域と引き続き検討を行い、適切な時期に本事業の補助制度を活用したい。

補助対象経費：
公共交通サービスの情報提供等、地域ぐるみの利用促進に係る取り組みに要する経費

地域内フィーダー系統補助の特例措置

地域間幹線系統である新発田駅に結節する川東コミュニティバス路線が特例措置を受けられる可能性がある。

新発田市地域協働推進事業計画

(策定年月日) 平成26年2月18日

(名称) 新発田市地域公共交通活性化協議会

1. 地域協働推進事業を実施しようとする地域

新発田市川東地域

2. 当該地域の公共交通の概要・問題点

・地理的条件等

当該地域は、市域の東端に位置し、加治川東岸から二王子西麓までの広大な田園地帯であり、鉄道や国道等の基幹道路はない地域となっている。また、近年、少子高齢化が進むにつれて、人口減少が進み、平成26年4月から、これまで地域内に3校あった小学校が統合となり1校になる。

・公共交通の現状・課題と今後の方策

当該地域の公共交通として、新潟交通観光バス(株)にて営業路線1系統、廃止代替路線3系統が運行されている。

営業路線は、平成23年4月より本格運行を開始した高校生通学支援の路線であり、平日の朝片道1便が運行されている。これは、平成20年まで、当該地域の高校生が、バス通学を行う際、新発田駅前で乗り換える必要があり、バスの利便性は低いものであった。このことから、地域で検討を行い、2か年の実証実験を経て、新発田駅前から、当該地域の石喜まで路線を延伸した路線となっている。

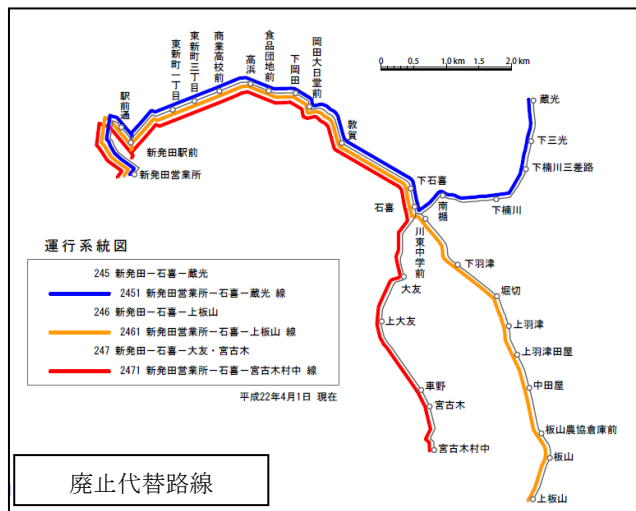
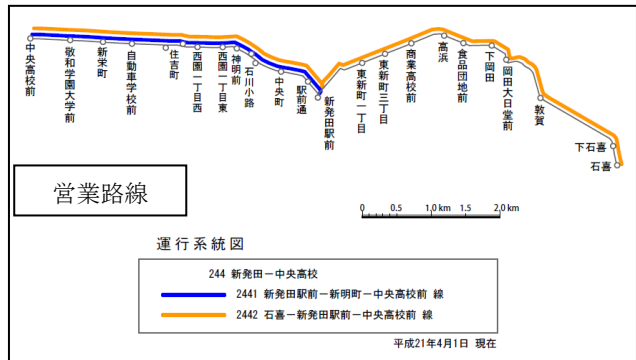
廃止代替路線は、新発田営業所から石喜の間までは、同一の経路となっており、その後、3つの方面に分岐している。また、当該地域から市街地や他の地域へバスで移動する際には、結節点である新発田駅前での乗り換えが必要となる。

運行本数は、新発田営業所から石喜の間で、平日往復13便、土曜往復12便、休日は運休となっている。地域の各集落までの運行となると、往復3便から5便まで減少となる。

また、当該地域は、従来の中型バス車両が入ることができない道路が多く、交通空白域となっている集落も多数存在している。

小学校の統合によって、通学支援のバスが必要となるため、これを契機に地域公共交通体系の見直しの検討を平成22年3月から地域が主体となって進められた。

その結果、通学支援の対象となる児童との混乗を基本とする路線の再編が固まり、統合小学校敷地内に結節点を新たに設置、小型車両導入による交通空白域の減少、定額運賃化、市街地循環路線への乗り入れなどが盛り込まれ、平成26年4月から川東地区のコミュニティバスが、新たに運行を開始する予定となっている。



3. 当該地域において地域協働推進事業を実施する必要性

当該地域では、小学校統廃合や地域公共交通などの課題を地域自らが検討するため、平成22年3月に地域課題検討委員会と各課題を検討する部会を組織した。

新たな公共交通体系の構築に向けた検討は、バス路線沿線の住民や各学校のPTA会長などによって組織された公共交通検討部会によって行われており、前述のとおり、様々な検討がなされたところである。

なお、新発田市地域公共交通総合連携計画において、この部会を新発田市地域公共交通活性化協議会の分科会として位置付けをしている。

平成26年4月からの新たな川東地区のコミュニティバスを持続・発展させるためには、さらに、地域、事業者、行政などが一体となり協働・連携をし、利用促進活動などを行う必要があることから、地域協働推進事業を活用し、新発田市地域公共交通総合連携計画の公共交通活性化施策を基本とする取り組みを展開する必要がある。

4. 地域協働推進事業実施に際しての定量的目標

当該地域を運行するバス年間利用者数（地域内利用者）の増加を目標とする。

●現状

		H23年度		H24年度		H25年度	
		運行便数(便)	輸送人員(人)	運行便数(便)	輸送人員(人)	運行便数(便)	輸送人員(人)
営業路線	中央高校前	219	1,591	223	1,862	223	2,405
廃止代替路線	蔵光	2,364	6,730	2,364	5,738	2,364	6,208
	上板山	2,659	5,363	2,659	6,257	2,659	5,516
	宮古木村中	2,262	5,658	2,266	7,801	2,264	7,554
合計		7,504	19,342	7,512	21,658	7,510	21,683

- ・各年の10月1日から9月30日までを集計
- ・営業路線の輸送人員は、新潟交通観光バス(株)新発田営業所が実施した動態調査による、当該地域間における輸送人員
- ・廃止代替路線は、新潟交通観光バス(株)の輸送実績

●目標

		H26年度		H27年度		H28年度	
		運行便数(便)	輸送人員(人)	運行便数(便)	輸送人員(人)	運行便数(便)	輸送人員(人)
川東コミュニティバス		14,618	42,120	14,659	42,480	14,717	42,660

- ・年度は、4月1日から3月31日までとしている
- ・輸送人員目標設定の算出基礎
 - ・地域内利用者が確実に見込むことができる1日の運行便数を36便と設定
 - ・その便の見込み利用者を5人と設定 ・36便×5人=180人/日
 - ・180人×年間運行日数を目標輸送人員とした

5. 地域協働推進事業を実施する期間

平成26年度から平成28年度までの3か年

6. 地域協働推進事業において実施する事業

別紙様式第5-11別表のとおり

様式第5-11別表

取組内容	年度		
	1年目 (平成26年度)	2年目 (平成27年度)	3年目以降 (平成28年度以降)
地域住民による連携・協働の検討体制の構築 (川東地区自治連合会、市)	地域内において、コミュニティバスの運行に協賛していただく、サポーターズ制度を導入 地域ぐるみによるバス停、待合所などの環境改善や除雪体制の構築	地域内において、コミュニティバスの運行に協賛していただく、サポーターズ制度を拡充 地域ぐるみによるバス停、待合所などの環境改善や除雪体制の課題整理及び継続	地域内において、コミュニティバスの運行に協賛していただく、サポーターズ制度の定着 地域ぐるみによるバス停、待合所の環境改善体制の定着
路線沿線における意識啓発の推進 (川東地区自治連合会、市)	小学生に対するバスの乗り方教室の開催 地域住民を対象とした利用促進等の説明会等の実施	地域住民を対象としたマイ時刻表を作成していただく講座の開催	地域住民を対象としたマイ時刻表を作成していただく講座を継続
分かりやすい公共交通情報の提供 (川東地区自治連合会、市)	時刻表のほか、乗降方法、運賃、路線図を分かりやすく一枚にまとめたチラシの作成 平成27年度に整備されるバスロータリーにおける情報提供内容の検討	時刻表のほか、乗降方法、運賃、路線図を分かりやすく一枚にまとめたチラシを更新 バスロータリー及びバス停における情報提供の見直し、改善	必要に応じて、チラシの更新や、バスロータリー及びバス停における情報提供の見直し、改善